

<対策のポイント>

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」に即して、農林漁業団体の職員等を対象に人権意識の向上を図るために実施する**人権問題に関する啓発活動を支援**します。

<事業目標>

農協、漁協、森林組合及び土地改良区のうち人権啓発活動に主体的に取り組み、人権意識の向上が図られている組織の割合を9割以上

